

○道路交通法第108条の34の規定による使用者に対する通知の事務処理について（通達）

昭和58年3月24日

佐警本例規（交指）第4号

改正 平成11年5月佐本交指第120号、19年9月佐本交指発第179号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34及び佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）第30条の規定による通知の事務は、次により処理することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「道路交通法第108条の規定による雇用者等に対する通知の事務処理について」（昭和41年佐警本例規（交）第19号）は、廃止する。

記

1 使用者に対する通知を必要とする事案

使用者に対する通知を必要とする事案は、使用者の業務に関してなされた次の各号に掲げる違反行為とする。

- (1) 救護義務違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の違反行為）
- (2) 酒酔い運転（道路交通法第117条の2第1号の違反行為）
- (3) 麻薬等運転（道路交通法第117条の2第1号の2の違反行為）
- (4) 酒気帯び運転（道路交通法第117条の2の2第1号の違反行為）
- (5) 過労運転等（道路交通法第117条の2の2第5号の違反行為）
- (6) 無免許運転（道路交通法第117条の4第2号の違反行為）
- (7) 速度超過（道路交通法第118条第1項第1号又は第2項の違反行為のうち、第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を30キロメートル毎時（高速自動車国道等においては40キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に限る。）
- (8) 積載物重量制限超過（道路交通法第118条第1項第2号の違反行為のうち、車両について第57条第1項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の2倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為に限る。）
- (9) 大型自動車等無資格運転（道路交通法第118条第1項第7号の違反行為）
- (10) 上記以外の道路交通法違反で、死亡事故（事業用自動車の運転車が第一当事者であるものに限る。）に係るもの
- (11) 無車検運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の規定に違反

する行為)

- (12) 無保険運行（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の規定に違反する行為）

2 使用者に対する通知の方法

通知を必要とする事案を処理した警察署長又は高速道路交通警察隊長は、当該事案の内容をそれぞれ次の区分により、使用者に対し通知しなければならない。

(1) 使用者の事業所の所在地が自署管内の場合

ア 当該使用者が、道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは、当該事業者及び運輸支局長に対し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の5に規定する通知書（以下「道路交通法令違反通知書」という。）により通知するものとする。

イ 当該使用者が前記ア以外の事業者であるときは、当該使用者に対し、道路交通法令違反通知書により通知する。

(2) 使用者の事業所の所在地が他署（他県を含む。）管内の場合

当該使用者の住所地又は事業所の所在地を管轄する警察署長に対し、道路交通法令違反内容通報書（別記様式）により通報するとともに、前記(1)の要領によりそれぞれ通知するものとする。

(3) 前記(1)及び(2)に規定する通知は、警察本部交通指導課を通じて行うものとする。

3 その他

交通機動隊及び機動隊が取り扱った事案については、当該事案の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐこと。

別記様式

第 号
年 月 日

警察署長 殿

警察署(隊)長 印

道路交通法令違反内容通報書

下記については、使用者の業務に関してなされた道路交通法違反と認め、使用者に対し
道路交通法第108条の34の規定による通知を行ったので通報する。

記

運転者	住 所	
	氏 名	
番号標に表示されている番号		
使用者	住 所	
	氏 名	
違反の内容	違反・事故の種別	
	日 時	
	場 所	
備 考		
取 扱 所 属		

別記様式